

東日本大震災による福島第一、第二原子力発電所や女川原子力発電所の停止による電力不足の影響を受けて、東京電力と東北電力の管内では官民挙げての節電競争の感がある。また、浜岡原子力発電所の停止に伴って、中部電力管内においても同じような現象が生じているようだ。

計画停電は、正当な理由のない供給停止を禁じている電気事業法一八条の反対解釈を根拠とする東京電力の行為であったが、その不確実性に対する批判や政府などからの要請に応じた節電などによって中止された。電力需要が急増する夏場を控えて、政府は節電目標を提示したが、これに対しては需要家の状況を反映していないとか、強制力がないなどの批判が強かったことを考慮したのか、電力制限令による強制力を伴う規制を行うことにしたという（かと言って節電要請が撤回されたわけではなさそうだが）。

今更独立行政命令（法律に根拠のない政令）はないだろうと思つたら、電気事業法二七条に基づく政令のことだと分かった。同条は、「経済産業大臣は、電気の需給の調整を

行わなければならない電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定め、……受電を制限する」とができる。」と定めており、この「政令」を電力制限令というらしい。この規定を受けた同法施行令二条は、(1)使用電力量の限度又は使用最大電力の使用の制限は、五〇〇キロワット以上の受電容量をもって電気を使用する者について行われるもの、(2)用途を定めて電気の使用の制限は装飾用、広告用その他これらに類する用途について行われるもの、(3)使用を停止すべき日時を定めて電気の

使用の制限は、一週につき二日を限度として行うものの三つのケースを定めている。今回は、この規定のままで受電制限を行うのか、この政令を改正する形になるのか定かではないが、規制の内容はかなり電力を必要とする個別の事情に応じた弾力的なものになるようだ。

所の事故による損害賠償の原資をはき出させることだという。ただ、両委員会とも、閣議決定以外にその設置や権限を裏付ける法律上の根拠はないという。そう言えば、中部電力浜岡原子力発電所の運転中止も、法的根拠のない総理大臣の要請（行政指導だ）という説明もなされているようであるが、総理大臣にその権限があるかは疑問だ）に基づいてなされたものだった。また、今回の原発事故に際しても、政府が警戒区域外の住民に自主的な避難を要請するということもあった。

記*月*士*護*弁*続

7

電力制限令

橋本 勇

ところで、政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して事故調査・検証委員会と東京電力に関する経営・財務調査委員会を設置したという。事故調査・検証委員会は、失敗学を主唱する学者を委員長とし、同発電所における事故の原因を解明することを目的とするもので、書類の調査や検証だけでなく、閣僚を含む関係者も調査対象とするという。また、経営・財務調査委員会は、企業再生の経験を積んだ弁護士を委員長とし、その目的は、東京電力の資産の評価や経費を見直すことによつて、原子力発電

以前からその傾向はみられたが、特に最近になって、法律上の根拠のない指導、要請が頻発されているように感じられる。行政の基本は法治主義であり、少なくとも国民の権利義務に関することは法律の根拠が必要だというのが常識だと思ふ。法律で認められた権限を発動した場合にその責任（適法性）が問われるリスクや立法の煩わしさを回避したいという気持ちは理解できないわけではないが、いささか行き過ぎではないだろうか。

（弁護士）